

令和4年7月25日

令和4年度第4回大崎市農業委員会総会  
会議録

大崎市農業委員会

1. 会議日時

令和4年7月25日（月）

午後2時15分開会～午後4時6分閉会

2. 場 所

宮城県大崎合同庁舎 1階大会議室

3. 審議事項

報 告 1 農地法第18条第6項の規定による通知について

報 告 2 使用貸借の合意による解約の通知について

報 告 3 大崎市農業委員会農地現状変更届出指導要綱第4条第1項の規定による届出について

議案第18号 農地法第3条第1項の規定による許可申請の許可について

議案第19号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の意見決定について

議案第20号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定について

議案第21号 農地転用事業計画変更承認申請について

議案第22号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について

議案第23号 非農地証明願について

議案第24号 大崎市空き家に付属した農地の指定について

4. 協議事項

1) 農政

報告（1） 令和4年度最適化活動の目標の設定等について

協議（5） 大崎市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の一部改正について

協議（6） 令和4年7月豪雨に伴う農業被害に関する緊急要望について

2) 企画

報告（1） 令和4年度第1回一日女性農業委員会の開催報告について

5. 出席委員(25名)

1番 小 関 芳 樹 委員

3番 武 田 俊 美 委員

4番 佐 藤 裕 之 委員

5番 齋 藤 真理子 委員

- |               |               |
|---------------|---------------|
| 6番 佐々木 正彦 委員  | 7番 布塚 幸子 委員   |
| 8番 鈴木 淳也 委員   | 9番 菅原 ひろみ 委員  |
| 10番 横山 藏人 委員  | 11番 中鉢 守 委員   |
| 12番 渋谷 裕子 委員  | 13番 高橋 英理子 委員 |
| 14番 佐々木 俊通 委員 | 15番 下山 信行 委員  |
| 16番 只埜 和臣 委員  | 17番 菅原 まり子 委員 |
| 18番 高橋 順子 委員  | 19番 中條 泰洋 委員  |
| 20番 菅原 清一 委員  | 21番 小野寺 正晃 委員 |
| 22番 鈴木 至 委員   | 23番 佐々木 涉 委員  |
| 24番 齋藤 浩義 委員  | 25番 熊谷 安正 委員  |
| 26番 佐々木 政直 委員 |               |

6. 欠席委員(1名)

2番 櫻井 正幸 委員

7. 遅刻委員(なし)

8. 議案提案者

会長 佐々木 政直

9. 出席職員

事務局長	千葉 晃一	事務局次長	藤本 将寛
事務局長補佐	真田 賢一	主幹兼係長	中鉢 潤
主幹兼係長	北浦 邦之	再任主査	門間 道浩
主査	堀越 拓磨	事務所長	佐々木 賢
主幹兼係長	大沼 淳子	主事	千葉 悠太
主事	大森 彬		

午後2時15分開会

事務局（真田賢一事務局長補佐）

ただいまから、令和4年度第4回大崎市農業委員会定例総会を開催いたします。開会に当たりまして、大崎市農業委員会佐々木政直会長からご挨拶をお願いいたします。

会長（佐々木政直委員）

〔挨拶〕

事務局（真田賢一事務局長補佐）

次に、次第の2議長選出について、大崎市農業委員会会議規則第8条の規定により、会長が議長を務めることとなっておりますので、佐々木会長、よろしくお願いいたします。

議長（佐々木政直会長）

それでは、本日の欠席通告者は2番櫻井正幸委員であります。出席委員が定足数に達しておりますので、大崎市農業委員会会議規則第9条の規定により、令和4年度第4回大崎市農業委員会総会は成立いたしました。

議長（佐々木政直会長）

次に、次第の3会期の決定についてお諮りいたします。

会期を本日1日限りとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、会期を本日1日限りといたします。

議長（佐々木政直会長）

次に、次第の4議事録署名委員の指名であります。本日の議事録署名委員を指名いたします。23番佐々木渉委員、24番齋藤浩義委員にお願いいたします。

議長（佐々木政直会長）

本日の会議録書記に、真田賢一事務局長補佐を指名いたします。

ここで、事務局より業務報告をお願いいたします。

事務局（藤本将寛事務局次長）

〔業務報告〕

議長（佐々木政直会長）

それでは、次第の7審議事項に入ります。

審議事項の報告について、事務局から説明願います。

事務局（門間道浩再任主査）

〔報告1～3の説明〕

議長（佐々木政直会長）

ただいまの報告 1 から報告 3 の事項に対し、確認しておきたいことはございませんか。

〔「ありません」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

質疑がないようですので、これより議案審議に入ります。

議案第 18 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について、番号 123 番から 156 番までの 34 件のうち、番号 129 番から 155 番までの 27 件は、議案第 20 号番号 98 番から 109 番、111 番及び 120 番を合わせた 14 件とそれぞれ関連することから、この 27 件を議案第 20 号で併せて審議してよろしいかお諮りいたします。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、議案第 18 号番号 123 番から 156 番までの 34 件のうち、議案第 20 号で併せて審議する番号 129 番から 155 番までの 27 件を除いた番号 123 番から 128 番までと 156 番を合わせた 7 件について審議いたします。事務局の説明を求めます。

事務局（門間道浩再任主査）

〔資料により説明〕

議長（佐々木政直会長）

議案第 18 号番号 123 番から 128 番までと、156 番を合わせた 7 件について質疑を承ります。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

質疑がないようですので、議案第 18 号番号 123 番から 156 番までの 34 件のうち、議案第 20 号で併せて審議する番号 129 番から 155 番までの 27 件を除いた 7 件について了としてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、議案第 18 号番号 123 番から 156 番までの 34 件のうち、議案第 20 号で併せて審議する番号 129 番から 155 番までの 27 件を除いた 7

か件について許可と決定いたします。

議長（佐々木政直会長）

議案第 19 号農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請の意見決定について、番号 5 番 1 か件について審議いたします。事務局の説明を求めます。

事務局（門間道浩再任主査）

[資料により説明]

議長（佐々木政直会長）

ここで、現地調査員の報告に入ります。農地委員長、よろしくお願ひします。19番委員。

19番（中條泰洋委員）

19番です。7月22日金曜日午前9時より、16番委員、21番委員、24番委員、1番委員、3番委員、4番委員6名と事務局2名で現地調査いたしました。番号5番を16番委員、報告をお願いいたします。

16番（只埜和臣委員）

16番です。番号5番を報告いたします。転用目的は、農作業場の一部を転用するものです。申請地周辺の状況は、住宅の一角の倉庫でございます。申請地の管理状況でございますが、農作業場の一部20平方メートル分が既に建っている状況でございます。農地区分でございますが、おおむね10ヘクタール以上の一団の農地に属する第1種農地で、原則転用不許可だが、居住者の日常生活に必要な施設で集落に接続して設置されるものであるため、例外的に転用許可できるものと見てまいりました。以上です。

19番（中條泰洋委員）

以上で現地調査報告を終わります。

議長（佐々木政直会長）

それでは、議案第19号番号5番1か件について質疑を承ります。質疑ございませんか。

[「なし」の声あり]

議長（佐々木政直会長）

質疑がないようですので、議案第19号番号5番1か件を意見相当と認め、県に進達してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、議案第 19 号番号 5 番 1 か件を意見相当と認め、県に申達いたします。

議長（佐々木政直会長）

議案第 20 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の意見決定について、番号 98 番から 120 番までの 23 か件と、関連する議案第 18 号番号 129 番から 155 番までの 27 か件について併せて審議いたします。事務局の説明を求めます。

事務局（門間道浩再任主査）

〔資料により説明〕

議長（佐々木政直会長）

ここで現地調査員の報告に入ります。農地委員長、よろしくお願ひします。

19番委員。

19番（中條泰洋委員）

19番です。それでは、現地調査の報告をいたします。番号98番を4番委員、報告をお願いいたします。

4番（佐藤裕之委員）

4番です。番号98番を報告いたします。転用目的は、太陽光パネルの架台支柱を設置するものです。申請地周辺の状況は、東側が宅地、西側と南側が田、北側が道路になっておりました。申請地の管理状況は、雑草が繁茂していました。申請地の農地区分は農振農用地で、原則転用不許可ですが、10年以内の一時的な転用であって、利用目的を達成する上で当該農地を供することが必要であると認められ、かつ農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼす恐れがないと認められるものであるため、例外的に転用許可できるものと見てまいりました。申請地の周辺農地への影響については、雨水排水対策が自然浸透ということで問題がないと見てまいりました。以上です。

19番（中條泰洋委員）

番号99番から104番までを1番委員、報告をお願いいたします。

1番（小関芳樹委員）

1番でございます。番号99番を報告いたします。転用目的は、太陽光パネル

架台支柱の設置でございます。立地については、市道の南に位置しており、東側が山林、西側が田、南側が山林、北側が市道を挟んで田でございました。申請地の管理状況ですが、除草がなされておりました。申請地の農地区分は農振農用地で、原則転用不許可だが、10年以内の一時的な転用であって、利用目的を達成する上で当該農地を供することが必要であると認められ、かつ農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼす恐れがないと認められるものであるため、例外的に転用許可できるものと見てまいりました。雨水排水対策については自然浸透で処理し、周辺への影響はないと見てきました。

次に番号100番を報告いたします。こちらも転用目的は、太陽光パネル架台支柱の設置でございます。立地については、市道の東側に位置しており、西側が市道でありまして、その他三方は田でございます。申請地の管理状況ですが、除草がなされておりました。申請地の農地区分は農振農用地で、原則転用不許可だが、10年以内の一時的な転用であって、利用目的を達成する上で当該農地を供することが必要であると認められ、かつ農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼす恐れがないと認められるものであるため、例外的に転用許可できるものと見てまいりました。雨水排水対策については自然浸透で処理し、周辺への影響はないと見てきました。

次に番号101番を報告いたします。転用目的は、同じく太陽光パネル架台支柱の設置でございます。こちらの立地については、市道の東側に位置しており、四方が田でございます。申請地の管理状況ですが、除草がなされておりました。申請地の農地区分は農振農用地で、原則転用不許可だが、10年以内の一時的な転用であって、利用目的を達成する上で当該農地を供することが必要であると認められ、かつ農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼす恐れがないと認められるものであるため、例外的に転用許可できるものと見てまいりました。雨水排水対策については自然浸透で処理し、周辺への影響はないと見てきました。

次に番号102番を報告いたします。転用目的は、同じく太陽光パネル架台支柱の設置でございます。立地については、市道の東側に位置しており、東側が田、西側が雑種地、南側と北側は田でございます。申請地の管理状況ですが、除草がなされておりました。申請地の農地区分は農振農用地で、原則転用不許可だが、10年以内の一時的な転用であって、利用目的を達成する上で当該農地を供するこ

とが必要であると認められ、かつ農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼす恐れがないと認められるものであるため、例外的に転用許可できるものと見てまいりました。雨水排水対策については自然浸透で処理し、周辺への影響はないと見てきました。

次に番号103番を報告いたします。転用目的は、太陽光パネル架台支柱の設置でございます。立地については、市道の東側に位置しており、四方が田でございます。申請書の管理状況ですが、こちらも除草がなされておりました。申請地の農地区分は農振農用地で、原則転用不許可だが、10年以内の一時的な転用であって、利用目的を達成する上で当該農地を供することが必要であると認められ、かつ農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼす恐れがないと認められるものであるため、例外的に転用許可できるものと見てまいりました。雨水排水対策については自然浸透で処理し、周辺への影響はないと見てきました。

次に番号104番を報告いたします。転用目的は、太陽光パネル架台支柱の設置でございます。立地については、農道の東側に位置しており、東側と西側が田、南側が竹林のある法面で、北側は田です、申請地の管理状況ですが、きれいに除草がなされておりました。申請地の農地区分は農振農用地で、原則転用不許可だが、10年以内の一時的な転用であって、利用目的を達成する上で当該農地を供することが必要であると認められ、かつ農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼす恐れがないと認められるものであるため、例外的に転用許可できるものと見てまいりました。雨水排水対策については自然浸透で処理し、周辺への影響はないと見てきました。以上です。

#### 19番（中條泰洋委員）

番号105番から107番までを16番委員、報告をお願いいたします。

#### 16番（只埜和臣委員）

16番です。番号105番を報告いたします。転用目的は、営農型太陽光パネルを設置するものでございます。申請地周辺の状況でございますが、住宅街の一角で東側に宅地、西側と南側は田、北側に宅地という状況でした。申請地の管理状況は雑草が生えていましたが、管理されておりました。申請地の農地区分は農振農用地で、原則転用不許可だが、10年以内の一時的な転用であって、利用目的を達成する上で当該農地を供することが必要であると認められ、かつ農業

振興地域整備計画の達成に支障を及ぼす恐れがないと認められるものであるため、例外的に転用許可できるものと見てまいりました。申請地周辺の農地への影響でございますが、雨水排水対策は自然浸透で処理し、問題ないものと見てまいりました。

続きまして、番号106番を報告いたします。転用目的は、営農型太陽光パネルを設置するものでございます。申請地周辺の状況でございますが、住宅地の一角で四方が田に囲まれておりました。申請地の管理状況は、耕起されてきれいになっておりました。申請地の農地区分は農振農用地で、原則転用不許可だが、10年以内の一時的な転用であって、利用目的を達成する上で当該農地を供することが必要であると認められ、かつ農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼす恐れがないと認められるものであるため、例外的に転用許可できるものと見てまいりました。周辺農地への影響につきましては、雨水排水対策は自然浸透で処理し、問題ないと見てまいりました。

続きまして、番号107番を報告いたします。転用目的は、営農型太陽パネルを設置するものです。申請地周辺の状況でございますが、住宅地の一角で四方が田に囲まれておりました。管理状況は、耕起されておりました。農地区分でございますが、おおむね10ヘクタール以上の一団の農地に属する第1種農地で、原則転用不許可だが、10年以内の一時的な転用であって、利用目的を達成する上で当該農地を供することが必要であると認められるもので、例外的に転用許可できるものと見てまいりました。申請地周辺農地への影響につきましては、雨水排水対策は自然浸透で処理し、問題ないと見てまいりました。以上です。

#### 19番（中條泰洋委員）

番号108番から110番までを4番委員、報告をお願いいたします。

#### 4番（佐藤裕之委員）

4番です。番号108番を報告いたします。転用目的は、太陽光パネル架台支柱を設置するものです。申請地周辺の状況は東側が畑、南側と北側が山林、西側が宅地となっております。申請地の管理状況は、少し雑草が繁茂していました。申請地の農地区分は、おおむね10ヘクタール以上の一団の農地に属する第1種農地で、原則転用不許可だが、10年以内の一時的な転用であって、利用目的を達成する上で当該農地を供することが必要であると認められるもので、例

例外的に転用許可できるものと見てまいりました。周辺農地への影響については、雨水排水対策は自然浸透で処理し、問題ないものと見てまいりました。

次に、番号109番を報告いたします。転用目的は、太陽光パネル架台支柱を設置するものです。申請地の周辺の状況は、東側と南側は田、西側と北側が山林でございます。申請地の管理状況は、雑草が繁茂しておりました。申請地の農地区分は農振農用地で、原則転用不許可だが、10年以内の一時的な転用であって、利用目的を達成する上で当該農地を供することが必要であると認められ、かつ農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼす恐れがないと認められるものであるため、例外的に転用許可できるものと見てまいりました。周辺農地への影響については、雨水排水対策は自然浸透で処理し、問題は無いものと見てまいりました。

続きまして、番号110番を報告いたします。転用目的は、居宅1棟と駐車場4台分の用地として利用するものです。申請地周辺の状況は、東側と西側、北側が宅地、南側が畑でございます。申請地の管理状況は、耕起されておりました。農地区分は、中山間地域等に存在する10ヘクタールに満たない小集団の生産性の低い第2種農地で、転用許可できるものと見てまいりました。周辺農地への影響については、雨水排水対策として西側のU字溝に排水し、土砂流出対策として盛土のうえ、南側に擁壁ブロックを設置するとのことです。生活排水対策については、浄化槽を設置するとのことで問題ないものと見てまいりました。以上です。

#### 19番（中條泰洋委員）

番号111番を3番委員、報告をお願いいたします。

#### 3番（武田俊美委員）

3番です。番号111番を報告します。転用目的は、営農型太陽光パネルの設置でございます。周囲の状況ですが、東側と西側、南側は田、北側が山林でございます。管理状況については、一度は草刈しているような状態でございます。申請地の農地区分ですが、おおむね10ヘクタール以上の一団の農地に属する第1種農地で、原則転用不許可だが、10年以内の一時的な転用であって、利用目的を達成する上で当該農地を供することが必要であると認められるもので、例外的に転用許可できるものと見てまいりました。申請地の周辺農地への影響については、雨水排水対策は自然浸透で処理し、問題ないものと見てまいりました。以上です。

19番（中條泰洋委員）

番号112番，番号113番を21番委員，報告をお願いいたします。

21番（小野寺正晃委員）

21番です。番号112番を報告いたします。農業用倉庫1棟，駐車スペース，定期メンテナンススペースの設置を目的とした転用申請です。立地に関しましては，農地と宅地に囲まれており，東側と西側，南側は宅地，北側は道路を挟んで畑がありビニールハウスが建っておりました。申請地の管理状況につきましては，農業用機械置場として現在使用しておりますが，200平方メートル以内の農業用施設であり問題ないと思われまます。申請地の農地区分は農振農用地で，原則転用不許可だが，農振法に規定する農用地利用計画において指定された農業用施設に供するものであるため，例外的に転用許可できるものであります。雨水排水対策に関しましては，北側にある既存のU字溝に排水するとのことで，周辺農地への影響はないものと見てまいりました。

続きまして，番号113番を報告いたします。転用目的は建売住宅2棟，駐車場6台分，宅地分譲2区画，専用道路，位置指定道路を設置するものです。申請地周辺の状況につきましては，四方が宅地となっております。申請地の管理状況に関しましては，年に1回ほど除草管理をしており，作付けはしていない状況でした。申請地の農地区分につきましては，都市計画区域内で用途指定されている第3種農地で，原則転用許可できるものです。雨水排水対策につきましては，西側にある既存のU字溝へ排水するとのことです。また，生活排水対策につきましては，公共下水道へ接続するとのことです。さらに，隣地境界に関しましては，ブロックを設置するとのことです。以上です。

19番（中條泰洋委員）

番号114番を3番委員，報告をお願いいたします。

3番（武田俊美委員）

3番です。番号114番を報告します。転用目的は，居宅1棟，車3台の駐車場を設置するものです。周囲は住宅地の中にある場所でございます。東側と西側が畑，南側と北側が宅地でございます。管理状況については，雑草が繁茂しておりました。農地区分は，都市計画区域内で用途指定されている第3種農地で，原則転用許可できるものでございます。雨水排水対策については，南側のU字

溝に流し、生活排水対策については、公共下水道を利用するとのことで周辺農地への影響はないものと見てきました。以上でございます。

19番（中條泰洋委員）

番号115番、116番を21番委員，報告をお願いいたします。

21番（小野寺正晃委員）

21番です。番号115番を報告いたします。送電線鉄塔建設工事用地，仮設休憩所2棟，仮設倉庫2棟，仮設トイレ2棟，鉄板敷，作業ヤードの設置を目的とした一時転用申請です。立地に関しましては，四方全て農地となっておりまして，トウモロコシや大豆等が作付けされておりました。農地区分に関しましては農振農用地で，原則転用不許可だが，3年以内の一時的な転用であって利用目的を達成する上で当該農地を供することが必要であると認められ，かつ農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼす恐れがないと認められるものであるため，例外的に転用できるものと見てまいりました。雨水排水対策に関しましては，自然浸透と周辺にある水路へ排水するとのことです。また，生活排水対策に関しましては，汲み取り式の簡易トイレを使用するとのことで，周辺農地への影響はないものと見てきました。

続きまして，番号116番を報告いたします。居宅1棟，駐車場5台分の設置を目的とした転用申請です。立地に関しましては，宅地と農地に囲まれており，東側が畑と宅地，西側も宅地，南側も宅地，北側が畑となっております。申請地の管理状況につきましては，大豆が作付けされており，除草管理に関しましても，良好となっております。農地区分に関しましては，おおむね10ヘクタール以上の一団の農地に属する第1種農地で，原則転用不許可だが，居住者の日常生活に必要な施設で集落に接続して設置されるものであるため，例外的に転用許可できるものと見てまいりました。雨水排水対策に関しましては，西側の既存のU字溝に排水するとのことです。生活排水対策に関しましては，浄化槽を設置するとのことで，周辺農地への影響はないものと見てきました。以上です。

19番（中條泰洋委員）

番号117番を3番委員，報告をお願いいたします。

3番（武田俊美委員）

3番です。番号117番を報告します。転用目的は、肥料、資材置場、駐車場を設置するものです。周辺の状況は、東側が市道、西側が田、南側が市道、北側が田でございます。管理状況ですが、草刈り管理が良好でございました。農地区分は、おおむね10ヘクタール以上の一団の農地に属する第1種農地で、原則転用不許可ですが、業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものであるため、例外的に転用許可ができるものと見てきました。また、雨水排水対策については、申請地の南側と西側、東側に土側溝を設置するとのことで、周辺農地への影響はないものと見てきました。以上でございます。

19番（中條泰洋委員）

番号118番、119番を24番委員、報告をお願いいたします。

24番（齋藤浩義委員）

24番です。番号118番を報告します。転用目的は、居宅1棟の建築です。申請地周辺の状況は、北側が水路を挟んで田となっており、その他の三方が宅地となっております。申請地の管理状況は、雑草が繁茂しておりました。農地区分は、都市計画区域内で用途指定されている第3種農地で、原則転用許可できるものと見てきました。雨水排水対策は北側のU字溝に流し、生活排水対策は公共下水道を設置し、土砂流出対策は北側に擁壁を設置するそうですので、周辺農地への影響はないものと見てきました。

続きまして、番号119番を報告します。転用目的は、宅地分譲2区画です。周辺の状況は、東側と西側が畑、南側と北側が宅地となっておりました。管理状況は、雑草が繁茂しておりました。農地区分は、都市計画区域内で用途指定されている第3種農地で、原則転用許可できるものと見てきました。雨水排水対策は南側のU字溝に流すとのことです。また、土砂流出対策については、東側と西側、北側に土留擁壁を設置するそうですので、周辺農地への影響はないものと見てきました。以上です。

19番（中條泰洋委員）

番号120番を1番委員、報告をお願いいたします。

1番（小関芳樹委員）

1番です。番号120番を報告します。転用目的は、太陽光パネル架台支柱の設置でございます。立地ですが、市道の東側に位置しており、東側が市道、その他

の三方が田でございませう。申請地の管理状況ですが、除草がなされておりました。農地区分は農振農用地で、原則転用不許可だが、10年以内の一時的な転用であつて、利用目的を達成する上で当該農地を供することが必要であると認められ、かつ農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼす恐れがないと認められるものであるため、例外的に転用許可できるものです。雨水排水対策については、自然浸透で処理し、周辺への影響はないと見てきました。以上となります。

19番（中條泰洋委員）

以上で現地調査報告を終わります。

議長（佐々木政直会長）

それでは、議案第20号番号98番から120番までの23か件と、関連する議案第18号番号129番から155番までの27か件について併せて質疑を承ります。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

質疑がないようでございますので、議案第20号番号98番から120番までの23か件を意見相当と認め、県に進達してよろしいでしょうか。また、関連する議案第18号番号129番から155番までの27か件について了としてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、議案第20号番号98番から120番までの23か件を意見相当と認め、県に進達いたします。また、関連する議案第18号番号129番から155番までの27か件を許可と決定し、農地法第5条第1項の許可が県より交付されると同時に許可書を交付するものいたします。

議長（佐々木政直会長）

議案第21号農地転用事業計画変更承認申請について、番号5番1か件について審議いたします。事務局の説明を求めます。

事務局（門間道浩再任主査）

〔資料により説明〕

議長（佐々木政直会長）

ここで現地調査員の報告に入ります。農地委員長，よろしくお願ひします。

19番委員。

19 番（中條泰洋委員）

19 番です。それでは，現地調査報告いたします。番号 5 番を 24 番委員，報告をお願いいたします。

24 番（齋藤浩義委員）

24 番です。番号 5 番を報告します。現地は，東側と北側が宅地で，西側と南側に畑がありました。申請地の管理状況ですが，更地となっておりましたが，一部砂利が敷かれておりました。農地区分といたしましては，中山間地域等に存在する 10 ヘクタールに満たない小集団の生産性の低い第 2 種農地で，転用許可できるものとして見てきました。周辺農地への影響ですが，雨水排水対策は東側の道路脇の側溝へ流し，生活排水対策は浄化槽を設置し，土砂流出対策は西側と南側に境界にブロックを設置することによって問題ないものと見てきました。以上です。

19 番（中條泰洋委員）

以上で現地調査報告を終わります。

議長（佐々木政直会長）

それでは，議案第 21 号番号 5 番 1 案件について質疑を承ります。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

質疑がないようでございますので，議案第 21 号番号 5 番 1 案件を意見相当と認め，県に進達してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め，議案第 21 号番号 5 番 1 案件を意見相当と認め，県に進達いたします。

議長（佐々木政直会長）

議案第 22 号農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について，番号 603 番から 620 番までの 18 案件について審議いたしま

す。事務局の説明を求めます。

事務局（門間道浩再任主査）

[資料により説明]

議長（佐々木政直会長）

それでは、議案第22号番号603番から620番までの18か件について質疑を承ります。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

質疑がないようですので、議案第22号番号603番から620番までの18か件について了としてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、議案第22号番号603番から620番までの18か件について承認し、市に通知いたします。

議長（佐々木政直会長）

議案第23号非農地証明願について、番号3番1か件について審議いたします。事務局の説明を求めます。

事務局（門間道浩再任主査）

[資料により説明]

議長（佐々木政直会長）

ここで、現地調査委員の報告に入ります。農地委員長、よろしくお願ひします。19番委員。

19番（中條泰洋委員）

19番です。現地調査の報告をいたします。番号3番を24番委員、報告をお願いいたします。

24番（齋藤浩義委員）

24番です。番号3番について報告いたします。申請地周辺の状況は、北側が宅地、東側と西側が畑で、南側が宅地でありまして、申請地は雑草が繁茂しておりました。20年以上経過していることの証明としましては、申請地の北側に接続する居宅が昭和46年建築で登記されているため、その頃から道路として利

用していることから、20年以上経過しているとの判断になります。以上です。

19 番（中條泰洋委員）

以上で現地調査報告を終わります。

議長（佐々木政直会長）

それでは、議案第 23 号番号 3 番 1 案件について、質疑を承ります。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

質疑がないようですので、議案第 23 号番号 3 番 1 案件について、了としてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、議案第 23 号番号 3 番 1 案件について、農地法の適用を受けないことを証明いたします。

議長（佐々木政直会長）

議案第 24 号大崎市空き家に付属した農地の指定について、番号 1 番 1 案件について審議いたします。事務局の説明を求めます。

事務局（門間道浩再任主査）

〔資料により説明〕

議長（佐々木政直会長）

ここで、現地調査委員の報告に入ります。農地委員長、よろしくお願ひします。19 番委員。

9 番（中條泰洋委員）

それでは、現地調査報告をいたします。番号 1 番を 16 番委員、報告をお願いいたします。

16 番（只埜和臣委員）

16 番です。番号 1 番を報告させていただきます。申請地とその周辺の状況でございますが、宅地と山林に囲まれた農地でございます。申請地の管理状況は、適切に除草管理されておりました。付属空き家の居住者が営農することが適切と判断する理由でございますが、住宅に隣接している農地で第三者が耕作

するための通路もないため、居住者以外が耕作するのは不相当であると判断しました。以上です。

19 番（中條泰洋委員）

以上で現地調査報告を終わります。

議長（佐々木政直会長）

それでは、議案第 24 号番号 1 番 1 案件について質疑を承ります。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

質疑がないようですので、議案第 24 号番号 1 番 1 案件について了としてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、議案第 24 号番号 1 番 1 案件について承認いたします。

これで、審議事項を終了いたします。

議長（佐々木政直会長）

ここで 3 時 40 分まで暫時休憩いたします。

〔午後 3 時 27 分から午後 3 時 40 分まで休憩〕

議長（佐々木政直会長）

それでは、再開します。次第の 8 協議事項に入ります。

はじめに、農政の報告（1）令和 4 年度最適化活動の目標の設定等について、事務局より説明願います。

事務局（真田賢一事務局長補佐）

〔資料により説明〕

議長（佐々木政直会長）

ただいま事務局より説明がございましたが、何か確認しておきたいことはございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

なければ、農政の報告（1）令和 4 年度最適化活動の目標の設定等について

の協議を終了いたします。

議長（佐々木政直会長）

次に、農政の協議（５）大崎市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の一部改正について、事務局より説明願います。

事務局（真田賢一事務局長補佐）

[資料により説明]

議長（佐々木政直会長）

ただいま事務局より説明がございましたが、何か質問等ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

なければ、農政の協議（５）大崎市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の一部改正については、原案のとおり決定してよろしいかお諮りいたします。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

それでは、農政の協議（５）大崎市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の一部改正について、原案のとおり決定いたします。

議長（佐々木政直会長）

次に、農政の協議（６）令和４年７月豪雨に伴う農業被害に関する緊急要望について、事務局より説明願います。

事務局（真田賢一事務局長補佐）

[資料により説明]

議長（佐々木政直会長）

ただいま事務局より説明がございましたが、何か質問等ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

なければ、農政の協議（６）令和４年７月豪雨に伴う農業被害に関する緊急要望については、原案のとおり決定してよろしいかお諮りいたします。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

それでは、農政の協議（６）令和４年７月豪雨に伴う農業被害に関する緊急要望については、原案のとおり決定いたします。

議長（佐々木政直会長）

次に、企画の報告（１）令和４年度第１回一日女性農業委員会の開催報告について、事務局より説明願います。

事務局（中鉢潤主幹兼係長）

[資料により説明]

議長（佐々木政直会長）

ただいま事務局より説明がございましたが、何か確認しておきたいことはございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

なければ、企画の報告（１）令和４年度第１回一日女性農業委員会の開催報告についての報告を終了いたします。

ここで、事務局より業務予定をお願いいたします。

事務局（千葉晃一事務局長）

[業務予定]

議長（佐々木政直会長）

そのほか、事務局、委員からの報告並びに連絡事項はございませんか。事務局。

事務局（北浦邦之主幹兼係長）

[事務局から連絡事項]

議長（佐々木政直会長）

そのほか、事務局、委員の皆様から何か連絡事項はございますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

それでは、以上で本日の審議事項並びに協議事項については全て終了いたしました。長時間にわたりまして慎重審議していただきまして、厚く御礼を申し上げます。これで議長の座を降りさせていただきます。大変ありが

とうございました。

事務局（真田賢一事務局長補佐）

これもちまして、令和4年度第4回大崎市農業委員会定例総会を閉会いたします。

午後4時6分閉会

上記の会議の次第を記録し、その正確なことを証するため、ここに署名する。

令和4年7月25日

会 長 佐々木 政 直

委 員 佐々木 涉

委 員 齋 藤 浩 義